

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成27年5月8日

県南広域振興局長 堀 江 淳

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称 DCMホームマック株式会社

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 DCMホームマック北上藤沢店 北上市藤沢20地割36番地1ほか

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

(4) 変更の年月日 平成27年3月1日

(5) 変更の理由

ア 店舗の名称変更のため

イ 設置者の名称変更のため

ウ 小売業者の名称変更のため

2 届出年月日 平成27年4月13日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所